

第十三回 参議院内閣委員会 會議録 第五十三号

(10114)

昭和二十七年七月八日(火曜日)午前十一時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 鈴木 直人君
中川 幸平君
成瀬 幡治君

委員

郡 祐一君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
波多野 鼎君
栗栖 越夫君
三好 始君

國務大臣

大橋 武夫君

政府委員

江口見登留君

警察予備隊
本部次長

加藤 陽三君

警察予備隊
本部事務局長兼
長官官房長

麻生 茂君

警察予備隊
本部事務局長
房文書課長

大野木克彦君

行政管理庁次長

中川 融君

行政管理庁
管理部長

森永貞一郎君

大蔵大臣官房長

村上 一君

大蔵省主計
局税関部長

北島 武雄君

大蔵省銀行局長

河野 通一君

大蔵省銀行局
資金運用課長

高橋 俊英君

海上保安庁長官 柳沢 米吉君
事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

本日の会議に付した事件

○保安庁法案(内閣提出、衆議院送付)

○海上公安局法案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法律案で通つておるのかの具体的な御説明を承わりたいと思ふのであります。

○政府委員(加藤陽三君) 保安庁法案の第七條の定員は、御覽願います通り、保安庁の職員としたしまして、(海上公安局に勤務する職員を除く。以下同じ。)の定員は、十一万九千九百四十七人、そうなつておるのでございまして。行政機関職員定員法に載つております職員は、御承知の通り一般職に属する国家公務員の数であります。保安庁法案におきましては、海上公安局に勤務する職員を除きましたものを特別職としたしております。従いまして海上公安局に勤務いたしております職員の数、行政機関職員定員法の中に一般職の職員の定数として載つておるわけであります。

○三好始君 保安庁法案の第六十三條に出動待機命令の規定がありますが、勤務に關する一般命令のほかに、出動待機命令を規定した理由を承わりたいと思ふのであります。つまり勤務に關する一般的な規定として、四十九條或いは五十二條、こういう規定があるわけでありまして、これらを以て賄ひ得ないような問題があつて、六十三條が規定されたのか、六十三條は、念のため、強調するために規定したのか、その辺の事情を御説明頂きたいと思ふのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 第四十九條の規定は、特別の出動等の場合を予想せずにおよそ職員であります以上は、常に職務に従事することができるような態勢をとれということ規定したわけでございます。これに反しまして出動待機命令の場合には、部隊として行動いたしたるために、近く出動命令が下るかも知れない。従つて出動いたしたるには、いろいろ準備が必要になるわけでありまして。例えば車両の整備であるとか、或いは又いろいろの整備であるとか、武器の用意であるとか、又相当長期間に互る出動ということに相成りますというのと、宿泊の設備、そうしたものを準備しなければなりません。これにつきましては、やはり相当準備期間を必要とするわけでございますから、それで出動待機命令というものを出して準備をいたすわけでございます。それで法的に申しますと、第四十九條の規定というものは、これは部隊に属するすべての職員が、個人として職務に従事することのできる態勢にあらんとする意味でありまして、それから六十三條の出動待機命令というものは、部隊として出動の準備をするという、部隊に對する命令である、こういう点においても、法的にも多少ニュアンスが違つておるのであります。

○三好始君 六十一條の命令出動の規定で、第二項に、「内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならぬ。」というふうに規定いたしておりますが、二十日以内とい

うのは、国会開会中の場合と解せられます。それは但書で、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合を規定してあることから明瞭なのであります。保安隊、警備隊が全部出動する、或いは一部出動するという場合は、相当非常事態として重大な事態であることは予想されるのであります。が、そういう事態に際して部隊が出動した場合、二十日以内に国会に對して承認を求めるというのには余りに期間が長過ぎて、これでは国会の承認を求められないことが過ぎるきらいがありはしないか、こういう感じがするのであります。この点をどういふつもりで二十日と規定したのか、承わりたいと思ふのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 二十日というものは、警察法による非常事態の宣言の場合も、宣言を発した後二十日以内に国会の承認を求めるようにという趣旨の規定があるわけでございまして。警察の場合においても同様であらうと思ひますが、特に保安隊或いは警備隊が出動をいたします場合には、その性質上非常に大きな経費が必要となる場合が多いのでございまして、かような場合においては、当然その出動ということに伴つて多額の増加支出を必要とするのでございまして、これについて予算案の議決というふうなことを無予想しなければならぬ場合が多いのでございまして。こういう場合におきましては、もとより国会が閉会中といへども、その予算案の御承認を得ま

十分に国会を召集するということも十分に考へ得る場合があります。さうな必要のない場合においても、とにかく非常に重大な問題であるという意味において、国会の御承認を得たいというのが、この六十一條の法意でございませう。この二十日というのは、先ほど申し上げましたごとく、警察法の先例を踏襲いたした次第であります。

○三好 始君 二十日という期間は、出勤に伴う予算編成等の期間として必要だということも存じませんが、いざれにしても、部隊が出動して、国会に出動についての承認を求めると、二十日という長期の間たつてから承認を求めるといふことは、何だか期間が長過ぎて、不自然な印象を受けることを申し上げておかなければいけないと思ふのであります。警察法による非常事態の宣言の場合を踏襲したと申されますけれども、それだけ承わつたのでは、まだ釈然としない気持が残る。これだけを申し上げておく次第であります。

第六十七條に、部隊が出動した場合に、その部隊が行動する区域に關係のある都道府県知事、市長、村長、警察機關その他の国又は地方公共団体の機關は、これに對して緊密に連絡し、協力することを規定いたしております。この規定は、關係機關の協力を義務付ける意味であるかどうか承わりたいのであります。もう一つは、部隊は、この六十七條の規定を根拠として、いわゆる徵発であるとか、その他の命令なり指令を下し得るものなりや否や、こういう点について御説明願ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 第六十七條は、この規定自体によつて關係機關の

協力義務を規定しようという趣旨ではございませう。これは協力を期待しておるといふことを明らかにいたしたわけではございませう。無論この規定の実効をいたしましては、予備隊その他の部隊が協力を要請する場合が多からうと存じますが、これらの要請に對しましては、關係機關はできるだけ協力することを期待されておるわけではございませう。

○三好 始君 順序が前後しますが、第六十五條に、「長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合に、内閣總理大臣の承認を得て、警備隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることが出来る。」という規定をいたしておるのであります。これは万一外敵が侵入して来るといふような場合を考えたとき、海上でこれを撃退するといふようなことを含むものかどうか、お尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(柳沢米吉君) この六十五條の規定は、海上におきましては、例へば沖合におきまして難破船ができて、これが相當大きな船であるという場合には、海上公安局の船舶では小さ過ぎるという場合には、この警備隊の船舶を出しまして、これによつてそれを救うといふような場合を今この規定によつて出さざるを得ないといふような建前になるだらうと考えております。

○三好 始君 そういたしますと、只今私がお尋ねしたような場合、外敵が日本國土に向つて侵入する目的で海上から近づいておる。そういうことが仮に明白でなくとも、そういう疑いが非常に多い、こういうような場合に、海上

においてこれを撃退するといふような行動が必要なる行動として含まれておるのかどうか。こういう問題は全然予想されておらないのか。その辺のことをもう一度お答えして頂きたいと思ひます。

○政府委員(柳沢米吉君) 六十五條の規定におきましては、そういう場合は非常事態と考えられますので、含んでおらないのであります。

○三好 始君 第八十三條の「保安庁の使用する船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を付し、国旗及び長官の定める旗を掲げなければならぬ。」という規定がありますが、非常な事務的な問題ですが、長官の定める旗といふのはすでに定まつておるのかどうか、又警備隊の使用する船舶の問題で、貸与された船舶については、船舶が一体どこにあるのか、その点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(柳沢米吉君) 船舶につきましては、これは保安庁の旗を制定いたしまして、これによりまして国旗を掲揚せしめて、船舶がどこかという船舶であるかといふことはつきりさせるためにつけたかと思ひます。この船舶の旗につきましては、目下準備をしておるという程度であります。なお船舶の標識につきましては、これはこの規定通りのものを掲げることは、たとえそれが貸与船でありましても、できるといふふうに考えております。

○三好 始君 大野木次長が見えましたので、定員の問題につきまして補足的にちよつと伺ひいたしたいのであります。

定員法上の保安庁の定員であるところの八千五百五十七名というのは、一

般職の定員のみを規定しておるのであるが、保安庁法第七條による定員は特別職だから、定員法上には規定がない、こういうようなお話でありましたが、現在特別職であつて、定員法上全く規定がないという定員が他にどういう例がどの程度あるのか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(中川龍君) 現在特別職であります關係上、定員法から除外されております大きなものは警察予備隊だけでございませう。それ以外のものといひましては、行政機關に属するもので、定員法から外されておるものといひましては、例へば秘書官でありましか、或いは宮内庁關係で若干一般職から外されておると思ひますが、致から言ひますれば、いづれも大したものではありません。

○三好 始君 従来人事院の定員が定員法から外されておつて、私たちは、行政機關職員定員法の趣旨からいつて、非常に不自然なものを感じておつたのであります。人事院については、今回の機構改革に伴つて国家人事委員会に替へるので、それに伴つて定員法に規定されることになりました。ところが今度の保安隊、警備隊等の定員については、定員法上の保安庁の定員から外されて、保安庁法だけに規定されるといふことで案が出されておることは、今までも人事院の定員が定員法の中に規定されておらなかつたと同じような不自然さを感じるものであります。これは勿論同じ法律である保安庁法という法に規定されるのだから、技術的問題に過ぎないと言へるかも知れませんが、これはむしろ極めて例外的な少数の特別職と違つて、相当龐大な人員に

達するわけでありませうから、定員法に規定するように考慮すべきでなかつたか、こういう氣持がちよつといたすのでございませう。これは意見に互ひますから、これ以上はお尋ねいたさないことにいたします。相當委員も揃ひになつたやうです。……

○委員長(河井彌八君) 三好君に伺ひますが、もうこれでよろしいと思ひますか。

○三好 始君 全部終つたというわけではないのですが、細かい問題で、お聞きいたしたいのがまだ多少残つておるのですが、あと事務的な問題ばかりですから、時間は極めて僅かだと思ひます。

○委員長(河井彌八君) それでは諸君にお諮りいたします。

昨日の委員会におきまして、保安庁法關係において使用せられる裝備につきましては、政府から、若し秘密を開いたならば説明をしてよろしいということであつたので、この際秘密を開きまして、それらの点について政府の説明を求めることにいたしたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) ではさうに決します。

ではこれから秘密会に入ります。つきましては委員諸公は勿論であります。政府委員及びこの委員会に關係のある職員の前にはすべて御退場を願ひます。

午前十一時三十四分秘密会に移る。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて下さい。

午前十一時三十五分速記中止。

午後一時二十五分速記開始。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。これにて秘密会を終ります。
午後一時二十六分秘密会を終る
○委員長(河井彌八君) それでは暫時休憩いたします。
午後一時二十七分休憩

午後三時二十七分開会

○委員長(河井彌八君) 休憩前に引続いて、内閣委員会を開会いたします。
政府に対する質疑を続行いたします。
大蔵省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、この両案を議題といたします。これにつきまして、御質疑のありまするかはこの際御発言を願います。

○波多野君 次長制というものの意味がよくこの前からわからなかつたのですが、この大蔵省機構の新旧対象表を見て更にわからないところをもう一度質問しておきたいと思ひますが、局長というものは、局長の仕事全般を補佐するという性質のものであるという答弁があつたのでありますが、大蔵省のこれを見てみると、或る場合には局長の職務全般を補佐するというような役目をしてゐるかと思ふと、或る場合にはそうでないようなふうにも考えられるような表の作り方なんです。大蔵省としては、この次長というものの性格をどういうふうにかえてやつておられるか、その点から一つ……。

○政府委員(森永貞一郎君) 「次長は、局長を助け、局務を整理する。」という設置法案の規定でございますが、実際の仕事のやり方は、先だつても

お答え申し上げたのでありますが、各局の実情に依りまして、全般的に局長を助ける場合もあるし、或いは局の仕事のうちで、或る部分だけを担当するといふ場合もあります。それらは設置法の下において、各省で制定いたします組織法で明確に規定いたすつもりでございます。例へば実情に即して申し上げますと、現在主計局と理財局に次長がございまして、国税庁にもござい

ますが、理財局と国税庁の次長は、これは局長全般につきまして局長を補佐する、主計局の次長は、主計局の仕事が非常に間口が広いございまして、予算査定事務というふうな仕事になつて参りますと、やはり次長が事務を分担いたしました。省別に、或いは事務別に分担をいたしましたほうがよろしいようにございまして、現在さうな分担をいたしております。今後でございます次長でございますが、主計局に置かれます次長、これは税関関係の仕事を担当して頂き、徴税局に次長が二人置かれますが、これもやはり仕事のポリシーから申しまして、分担をきめたほうがいいのではないかと、銀行局の次長一名、これは主として検査部関係、今までの検査部関係の仕事をしたはうが、いいんじやないか、そんなふうなことで組織規程を考えております。尤も仕事をいたして参ります上におきまして、必ずしもその区別に拘はらないで、臨時に或る次長に、本来専門になつていない仕事を命ずる。機動的な運用を必要とするような場合も起つて来ようかと存じますが、大体のところは組織法ではつきりと分担をさせるようなことにいたしましたと考えております。

○波多野君 今挙げた組織法というのは、組織規程とも言われるし、組織法とも言われるが、どちらですか。
○政府委員(森永貞一郎君) 組織規程であります。省令であります。
○波多野君 そこでこの組織規程というものは、設置法の精神に立脚してこれを作らなければならぬものと思ふのですが、組織法の精神から言ふと、次長というものは全般的なものでなくちやならぬと思ふが、そうじやなくていいんですか。全般的に局長を補佐させるという性格のものではなくちやならぬと思ふが、特殊の仕事だけを分担する次長というものを認めることは、設置法の精神と反しないか。
○政府委員(森永貞一郎君) 「局長を助け、局務を整理する。」という簡単な規定でございまして、或いは御覧のような解釈も出て来ようかと思ふのでございまして、半面その局の実情に依りまして、局長が命令で或る特定の仕事をさせるということも可能なわけでございます。そうといたしますれば、大臣の命令であるところの組織規程で、その局の実情に依りまして、部分的な仕事をさせることも設置法の規定に必ずしも違反しないのではないかと、さうに考えまして、従来からさうな気持で実はおつたやうなわけでありまして。

○波多野君 従来の設置法で次長と言つておるものは、やはり今度の設置法の場合と同じですか。これは私よく調べていないから知らないが、次長というものは局長を補佐して云々と……。
○政府委員(森永貞一郎君) 次長の性格そのものは変わっていないんじやないかと思ひます。なお一つ答弁を訂正させていただきますが、先ほど主計局の次長が仕事を分担しておるということを申しましたのですが、これは実際その通り仕事を分担しておりますが、組織規程の上ではつきり書いてございせん。むしろ局長の命令で、或る次長は何省々々を分担する、或る次長は何省を分担する、さうな分け方をいたしております。

○波多野君 従来の現行のあれです。組織規程によると、次長というのは大体において全般的なあれじやないんですか。補佐機能じやないんですか。先ほど何かで説明されたやうですが、どこか特殊なあれがありますか。
○政府委員(森永貞一郎君) 現在ございまして主計局、理財局、国税庁のうちに、理財局と国税庁は全般的に局長を補佐いたしてあります。主計局のほうは、只今申上げました通り、省別に仕事の分担をきめてあります。これは局長が命令できめておるわけでございます。組織規程の上ではつきりいたしておりませんのですが、実際上は仕事を分けていたしております。

○波多野君 今度の改正案が通過した場合に、組織規程の上でもさういうふうな仕事の分担を明確にするという意味なんですか。お考えなんですか。
○政府委員(森永貞一郎君) 組織規程の上ではつきりさせておいたほうがいいんじやないか、さうに考えて御答弁申上げたのであります。

○波多野君 どうも設置法の精神から言つて、全般的に局長を補佐するといふのが局長の本来の性格じやないかと思ふのです。今まであつた主計局長の二人の次長が、予算編成について省を分担しておつた。これは当然仕事の内容が同じなんだから、さういふように分担関係をきめることは、これは当然だと私は思ふ。今度新しく改正案が通つた場合に、職務規程で以て局長の仕事、特殊の仕事にこの次長が當るといふことをきめることは、どうも設置法の精神に反すると思ふ。これは意見の違ひになりますか。その程度にとどめておきますが、さういふふうにかえておきながら、この全体の今度の改正法律案を見ておきますと、徴税局、これけ外局を内局に持つて来たのだから、これは別としておいていいと思ふのだが、従来の内局だけを見ておると、部長が三人やめて、さうして次長四人を殖やすのじやないですか。四人殖やすことになるんじやないですか。この徴税局だけをのけて……部長三人やめて次長を四人殖やすことになるんじやないですか。四人か、五人ですか、何人ですか。
○政府委員(森永貞一郎君) 部長でなくならずが、調査部長、税関部長、検査部長、本省だけで申上げますと三部長だけでありまして、その代り申しますと諸君があるかも知れませんが、次長が置かれますのが、主税局一、銀行局一であります。徴税局のほうは暫く別いたしました……。

○波多野君 主税局一、銀行局一、二人殖えるのですか、次長は……。
○政府委員(森永貞一郎君) さうであります。

○波多野君 部長を置いたほうがいいか、次長を置いたほうがいいかということは、従来からこの委員会で大分問題になつておる点なんです。部長というものの性格が明確でないため

に、いろいろ質問応答が行われておつたと思ひますが、今主税局及び銀行局の部長を廃止して、その代りに次長を置くところにあるのですか。次長を置いたほうがいいという積極的な理由はどういうところにあるのですか。

○政府委員(森永貞一郎君) この今回の行政機構改革を通する一般方針の問題でありまして、今でも実は局中の部長は、これは臨時に置かれるというところとで、本年の六月の三十日まで臨時的に置かれておつたわけでございますが、今までの行政機構改革の際に、いつでも問題になつて参りましたことは御承知の通りであります。今度の機構改革では、局の中の機構をできるだけ簡素化するという観点から、局中の部長は原則として置かない、そういう内閣の方針でございまして、それに順応いたしまして、部は全部やめまして、併し仕事の繁閑、ポリニウムを考へますと、やはり局長を補佐する次長が必要であるのですから、主税、銀行両局には次長を置いたわけでございます。利害得失と申しますと、簡素化という面では確かに簡素化されると思ひます。その反面、害があるかないかというところでございますが、例えば税関部長の名前で通達がでておりましたのが、主税局の次長ということになりますと、まあ幾らかびんと来んというふうな、そういう意味の観測は確かにあるかと思ひますが、実務を運行して参ります上におきましては、それも暫くたつうちに慣れて参りまして、大した問題ではなくなるのではないかと考へておられるような次第でございまして、次長制でも十分円滑に運営して行けるのでは

ないか、さうに考へておる次第であります。

○波多野鼎君 この主税局と銀行局については、部長という名前を次長に変えただけでは、この表から見れば、本当に名前を変えただけで、而も次長は、先ほど言われたやうに、局長のうちに全般的なものをやるという性格をここで抹殺してしまつて、従来の部長がやつたことを次長がやるというところをはつきり出しているじやないですか。それなら判を替へるだけで、私は損だと思ふのです。それはまあ別として結局何です。簡素化は何だと言ふけれども、名前をちよつと変えてみる。主税局、銀行局に関する限りでは、名前を変えただけだということに終るのですよ。いわんや次長というものの職務というものをちやんとさういふふうに限定してしまふべきですね。今まで部長と言つていたのを次長という名前に変へるだけだと、そう理解していいのでしょうか。何かありますか、その上にプラスするものが、それ以外に何かあるのですか。

○中川幸平君 それに関連してお伺いしますが、御承知の通り本年の五月三十一日を七月三十一日にしました、部を廃止するという建前では、お考へになつたことと、今あとの改正を見るに、その代りに監が出たり次長が相当と、その代りに監が出たり次長が相当と、余計出るところから、これはどうも部制の廃止ということに無理があるのではなからうかという今論議をしておるのです。あなた個人として、やはり部というものがあつたほうがいいというお考へですか。そういう点を一つお伺いします。

○政府委員(森永貞一郎君) 非常に難問でございまして、(笑聲) 私が先ほど申上げました通り、次長制でも十分運用して行けるのではないかと思つております。かたゞ先ほど申上げました通り、局中に部を置くことが昔からの人事的な官制として認められて参つておりました。そういう沿革もございまして、今度内閣の方針で今度限り部をやめるといふ御方針も実はわかるわけでございます。その方針に我々もしましては順応いたしておるわけでございます。次長をやつて行けないというところはないと、そういうふうにお考へております。

○中川幸平君 まあやつて行けんことではないけれども、部長制よりも或る程度の次長制を認めたほうがはつきりするといふお考へですか、どうです。

○政府委員(森永貞一郎君) 各省を通ずる一般的な問題でございまして、内閣のほうからお答へ願つたほうがよろしいのじやないかと存じます。(笑聲)

○波多野鼎君 大蔵省に関する限り、特に主税局及銀行局に関する限りです。僕は限定してもを言つていいのです。部長をやめたことは意味がなただけのこと、問題を限定して言うことですね。全く部長という名前を次長という名前に変へただけのことであつて、一般に次長を置くという方針とは私は矛盾している。矛盾しながら、而も次長をして従来の部長と同じことをやらせなければならぬといふところに問題があると私は思ふ。それはまあ君に聞くのは無理だから留保しておきますが、次にもう一つ聞きたい点は、税金収入を計るといふだけが税関の仕事ですか、税関行政の。

○政府委員(森永貞一郎君) 税関部長が見えておりますので、後ほど詳しい答弁があるかと思ひますが、主税局に主税と税関関係の仕事を含ませて参りまして、明治以来の長い来りまして、内閣と税関と申しまして、さかづきを異にする面もございまして、歳入の面では、両方共通の問題もございまして、又間接税の面になりますと、関税と国内の消費税、これは両方非常に密接な関係があるわけでございます。そういう意味合から、やはり主税局の中にまとめて参つて来ておるようになつてございまして、今回の改革におきまして、その両方のものを包摂してやつて行くということが、やはり現状を維持してやつて行つたほうがいいのではないかと考へておる次第でございます。外国の税関機構などを見てみますと、例えば只今申しました関税、消費税、この二つを分けまして、普通の直接税と分けた機構にしておるといふ所もございまして、将来の問題としては、或いはそういう問題も考へる必要があるかも知れませんが、現在では永年のし来りを踏襲して参つたほうがいいのではないかと考へて参つておるやうな次第でございまして、

○波多野鼎君 その関税行政というものが国の経済政策の上に持つ重要性というところを、明治以来恐らく私は十分認識して来なかつたと思ふのです。こんな税金を取るといふことが関税行政の任務であるかのごとき官庁の編成をやつておる。従つて関税政策については、大蔵大臣を直接補佐する者は誰もおりませんですよ。而も第一次大戦後の傾向ですけれども、関税政策というのは、国の最も重要な政策になりつつある。どこの国だつて、例えばアメリカ大統領の年頭の演説を聞いても、必ず関税行政に触れないことはない。イギリスでもそうです。特に第二次大戦後、日本が外国貿易によつて勝たなければならぬといふ、そういうときに、外国貿易という問題と関税政策という問題は不可分の問題なんです。もつと大きな、経済情勢上の大きな意味を持つておる問題であつて、税金を取ることといふことは、関税を徴収する事務なんといふものは、これは全く附随的な問題として我々は考へて行かなければならぬ。関税行政の重要性というものは、行政機構の上になつて出ていない。こんなところには、こんど放り込んでやつて、関税政策において立派な例えはガットの問題にしまして、非常に関税政策において日本の政府は立派にしまつておるんですよ。ポンドの過剰の問題にしまして、同じことな問題です。すべてのそういう外国貿易の問題に、関税行政というものは密接不可分に結び付いた重要な国策上の問題であるから、行政機構のほうでも、関税行政の重要性を現わしたような機構といふものが考へられなければならぬ。それなのに、今度の行政機構で変へてくれと、主税局のほうにばこんとほうり込んで、税金を取ればいい、関税を徴収すればいいという考へ方がはつきり現われているのは非常に不満です。

が、大蔵省は関税行政についてどうお考えですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 関税行政が完全な歳入の面だけではなく、産業政策乃至は経済政策の最も大きな問題として重視されなければならないというところにつきましては、全くお説の通りでございます。大蔵省におきましても、機構は小そうございしますが、そういう観点からいろいろ勉強をされて頂いておるような次第でございます。主税局の中に三課を持っておりますが、現在主税局の中に三課を持っておりますが、現在の数が多いような陣容を以て望んでおるわけでございます。今回の改革に際しまして、主税局の中に吸収されるわけでございしますが、実態につきましては認識を誤まつておらないつもりでありまして、今後ともさような観点から大いに勉強して行きたいと考えているような次第であります。

○波多野君 関税行政の重要性の問題については、もつと言いたいことがたくさんあるのですが、この席では工合が悪いから、特に政府のほうでは、もう一遍この点を考え直さなければならぬということを警告して置きます。

それから次の問題として、ここで銀行局と理財局、理財局のほうでこれを見ておきますと、資金運用部ですね。資金運用部の資金の運用がこれは非常に大きな……、これも又国家資金として大きな意義を持つています。全般の金融財政のほうでも非常に大きな比重を持つています。この運用部資金の運用をやるのに、理財局の一つの資金課、そ

れがここにちよこんと出ているが、これは一体どういうわけですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 現在預金部資金の運用につきましては、銀行局の資金運用課が約五十人ぐらいたつていまして、運用にあたつては、タタフを擁護しまして運用にあたつているわけですが、今回の機構改革に際しまして、省内全般の人員の調整というところも考えますし、又財政と金融との調整という観点も合せ考へまして、国庫金の管理運用の任にあつておる理財局において、この運営にあたつたほうがより効果的に運営できるのではないか。そういうような観点から、預金部資金の運用事務を理財局に移したのであります。理財局に移すにつきましては、現在理財局で地方債の認可事務をやつておりますが、この事務と資金運用の貸付事務は密接不可分の関係がございします。で、新機構におきましては、地方債の認可事務と貸付許可調査事務と合せまして、資金課というところで運用をいたして参りたい。人員は、銀行局の五十人余りをそのまま引継ぎまして、現在理財局で地方債の任に當つております人数を合せまして、一つの大きな課を構成する、かような考え方をいたして行きたいと思つております。

○波多野君 そこで理財局のこの課の編成を見ておつても、国庫課というのは、国債を発行しないから、跡始末だけで、その大きな仕事はやつていないと思う。証券、証券もこれはあれでしよ。証券取引所の監督みたいなものでしよ。これは実際ここで本當に仕事をやるのは、外債も、大したところでないのだから、外債も跡始末ぐらいの問題が中心だろうと思つて、資

金運用部の資金というのは何千億というべらぼうな大きなものがあつて、そのうちこれを運用するのに、単に資金課という小さい一つの課で十分な運用ができるか。特に地方債の問題などは、ここで重要な仕事をやらなければならぬ。私は、やはりこれは一つの資金運用部という部が、こういう名前があるのだから、資金運用部において二つ三つの課が下にあつて、事務をそこでやるということになれば、ああいう膨大な資金を迅速に運用して行くということはできないと思つて、どうなんですか。この機構を置くだけで十分なんですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 昔の預金部資金につきましては、沿革的に申しますと、初めは理財局の中の現在の一つの係ぐらゐり、それが課になりまして、更に預金部というまあ外局ができて、それが更に大きな長官制、次長を二人も三人も置くような外局になつておつたこともあります。その後戦時中、累次の機構改革に伴ひまして、又資金運用の事務が成形化して来たといふようなこともございまして、だんだん縮小されて参りまして、終戦の時には、一つの係で実は預金部資金を運用しておつたわけでありまして、その後預金部資金のボリュームも又増えて参りましたし、仕事の重要性もまた加つて参りましたので、現在は課でこの運用に當つて行つてございしますが、今後の問題として考えます場合に、更にこの資金が膨大な量に達して参りますれば、一層事務的にもボリュームが殖えます。又重要性が加わつて来るわけでありまして、将来の問題としては、又部制をお願いするとい

ふような時代もいつかは来ようかと思ふのであります。現在は五十人余りの課で十分運用をやつておる次第でございます。機構改革の際でもございまして、現状を維持いたしまして、課制で以て十分やつて行けるのではないかと、又やれるような十分努力をしたいと、さような考え方を持つて行つておるわけでありまして。

○波多野君 今戦争の話が出ましたけれども、大蔵省の機構の中で、機構だけではない。そう言つておるわけじゃない。国民との関連を言つておるのだから、又世界との関連を言つておるのだから、その見地から見て、戦争の犠牲、被害を最も受けた、機構面から言へば、最も受けた機構は税関と預金部です。これは軍国主義の影響の下に、特に税関などは戦争中は妙なことになるつちやつて、税関行政というものはなつちやつた。だから必要もなくなくなつたのだ。東亜共栄圏なんて言つていた頃にはあります。それから又預金部にしたところで、国債の引受だけをやつていたのですから、何も仕事がない。それでぐつと押えられて、日本の経済がアブノーマルな形になつちやつて来て、それで戦争による犠牲を負わされた。そうして非常に縮小された。これはノーマルな形に戻さなければならぬ。私は思ふのであります。戦争の影響によつてどつと大きくなつた。恐らく管財局などというものはべらぼうに大きくなつたと思ふ。こんなものはどんどん減らして行けばいいと思ふ。ノーマルな行政、国の見地から見れば重要な機構というものは殖やさなければならぬ。一方だんぐ区域が少なくなつて来れば部に下げるなり課に下げて来

と思ふのであります。そういう点の考慮が一つもこの機構の中に現れていない。戦争中こうだつたというのを少しづつ上げたというくらい話です。独立の平和国家になつて来たというその姿がこの機構の中に一つも出て来ない。これでは甚だ不備なんだ。実は私は原案を見ておつて、戦争というものの影響を一つも払拭しておらん。戦争中のものを、ずつと引きずり歩いて行つて。そういう点、官房長どうですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 非常に御同情のある言葉を頂きまして、有難いことではございますが、現在とはちよこんと五十人の一課で賄つて行けるわけではございまして、今回の機構改革に際しましては、やはり今の現状を維持しまして、一課でやつて行きたい。なお一課と申しましては、実は戦前と違ひまして、地方に財務局、財務部というやうな手足がございまして、地方に仕事を委せている面も若干ございします。地方の機構を合せますと、これは相當處大な陣容を擁しているわけでございます。将来資金量が殖えて参りますに伴ひまして、或いは又部制をお願いするといふような時代も参ろうかと存じますけれども、現在のところでは、この一課で十分であると思つて、今回の機構改革の原案におきまして、単に銀行局を理財局に移しただけで、閣議には全然諮つていないような次第でございます。

○波多野君 それ以上意見になるから申しませんが、どうももう少し躍進日本の姿を、機構の上に現わされたいと思つておる。少し従来の何かに引ずられ過ぎておる。それでは躍進の姿といふものは出て来ない、こんな機構では。

それはまあ私の意見です。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮りいたします。栗栖君が御質疑があるようでありましたが、退出して来られませんか。大蔵省設置法等は、この程度にとどめておきまして……

○補見義男君 私一点だけ。そのうち栗栖君も来られるでしょうから……これは私見も混えて大変恐縮なんです。私は、私個人としては、国税庁というものは、外局のまま現行通り残したいという考えを持つておるのです。併しこれは今申上げましたように、私見なんです。今度の機構改革で、徴税局という内局にせられるという御趣旨もよくわかるのですが、国税庁として残す場合に、どれほどの混乱、困る点があるのか、逆の意味から、若しそういうものがあれば、この機会に御説明頂きたいのです。

○政府委員森永貞一(郎君) 国税庁は、御承知のように、租税の賦課、徴収面の独立機関としてできまして、或る程度租税の執行面の事務も自分で担当して、全国どこへでも出かけて、帳簿を引つくり廻してもいいという権限も持つておるわけでありまして、この二、三年間の非常に税務行政が困難に直面いたしました際には、そういう機構も確かに必要であつたと思つたのでありまして、国税庁の使命も相当守つたと思つてございまして、実際仕事をやつて参ります上におきまして、本省の企画面と実施面との境界、それから国税庁と国税局との間の仕事の境界、そういう面がややもすればオーバーラップと申しますか、境界がはつきりしないというようなことも実はないではないのでございまして、今回の

機構改革に際しましては、国税庁が担当しております執行面の仕事は、これはむしろ全部国税局以下の第一線機関に委ねる。本省に作り出す徴税局は、執行面の監督乃至は企画面だけをやるわけにございまして、国税局に大幅に権限並びに人員も譲りまして、徴税の実施機関は国税局以下にする。それが一つの点、それから本省との間の境界の不明確な点、これは簡素な形で、企画面、監督面を担当する徴税局と主税局と並べて、本省の中に作りまして、主として次官、大臣の直接の監督の下に運用して参る。そうしますと、両方の連絡も非常によくなりまして、ややもすれば境界が不明確になり勝ちであつたという問題は、それによつて改善されるのではないかと、そういうふうな面は、確かに今度の内局にするによつて、すつきりするのではないかと、さうな考え方をいたしております。

○補見義男君 ちよつと今の御説明で了解しにくくなつたのですが、というのは、従来の本省の企画面と、それから徴税の実施面との境界の面で、お述べになつた趣旨は、本省の企画面というのは主税局のことを指され、実際の徴収面というのは、国税庁以下の国税局、税務署、この一体の機構をお指しになつたのだらうと思つて、若しそうだとすれば、従来の実施面であつた国税庁が今度は形を變えるのですが、徴税局と、こういうふうになつて来るといふことは、結局従来の企画面が不十分であつて、それをこの徴税局というもので、企画面を本省内部局としてとり上げるんだと、こう理解すべきなんではないか。

○政府委員(森永貞一(郎君)) 徴税局が担当します事務は、税法の執行面のいろいろな企画或いは監督ということにございまして、主税局のほうは、むしろ税制の企画ということにまあはつきりわかるわけにございまして、ところが例へば税法の解釈は、これは税制についての企画立案をしたほうが専門家で、よくわかるというところもございまして、その半面、税法を執行するほうがいよいよという問題もありまして、もつれる問題がないではなかつたわけにございまして。まあそんなようなことは、今度主税局と徴税局と二つになりまして、恐らく大蔵省の内局として運用して参りますと、連絡も非常に緊密になりますし、そういう面は相当改善されるんじゃないかと考えておるわけにございまして。

○補見義男君 これは議論になりますから、この程度にしますが、今の御説明はおかしいので、税法の解釈は立法者である主税局で解釈すべきか、或いは徴税の実行に当る国税庁、今で言へば国税庁で解釈すべきかという問題は、これはどつちかというところがはつきりさえずればいい問題ですね。むしろ常識的に言へば、立法者である主税局で解釈するというのが、私は法律的には常識的だらうと思つたのですが、ね。そういう意味から行くと、徴税局というもののの中へ引揚げることによつてその点がうまく行くとか行かないとか言うことは、実はどちらに解釈すべきかという根本の問題さえはつきりしており、而もそれが法律的に常識的に主税局だと、こういうふうになれば、その問題は実は答えにならないと思つたのですけれども。

○政府委員(森永貞一(郎君)) 一つの例として、まあそういう問題もあつたというところを申上げたわけにございまして。要するに税法の企画に当る半面と、実施に当る面とが、内局と外局と截然と分れた形になつておることによつて、両者の連絡がまずかつたというふうな、まあそういう点もなきにしろあらず、そういうことから考えまして、内局にとび込んで、一つ並べたほうが、両方の関係がすつきり行くんじゃないかというところを申上げたのであります。

○委員長(河井彌八君) よろしうございませう。それでは栗栖君がお見えになりませうから、この問題はこの程度に止めておきます。従いましてお諮りいたしますが、これから懇談会に移りまして、前回に引続きまして、各法案についての意見の交換をいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。ではさうに決します。

午後四時九分懇談会に移る

午後六時四分懇談会を終る

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。本日はこれにて散会いたします。

午後六時五分散会